

## 八王子市児童福祉施設指導検査実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき実施する児童福祉施設に対する指導検査について、必要な事項を定める。

### (指導検査の目的)

第2条 指導検査は、福祉諸法をはじめ労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）などの法令・通知に照らし、八王子市が別に定める指導検査に関する基準・方針等（以下「市の基準」という。）に対する実施状況等について個別に明らかにし、児童福祉法第46条及び第59条に基づき、必要な八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第20条第2項に基づく助言及び指導又は改善を勧告することにより、適正な施設の運営とサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって児童福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

### (指導検査の基本方針)

第3条 福祉諸法、関係法令及び市の基準等を基本に、指導検査に関する国の通知、これまでの指導検査実績（平成26年度以前は東京都の指導検査実績）等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

- 2 指導検査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、施設の問題解決を図り、自律的な運営を促すための児童福祉法第46条及び第59条に基づき、必要な八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第20条第2項に基づく具体的な助言及び指導を行う。
- 3 法令若しくは市の基準に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営等に重大な支障をおよぼしているおそれがあると認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、担当所管に通知する。
- 4 施設の指導検査は、法人等の指導検査における指摘事項を把握した上で、原則として合同実施する。
- 5 指導検査の実施及び指導検査結果の処理に当たっては、運営指導所管課及び認証保育所については東京都の指導検査所管課との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

### (指導検査類型)

第4条 指導検査は、一般指導検査、特別指導検査に分けて実施する。

- 2 一般指導検査は、指導検査事項全体について、施設の所在地において行う検査をいう。ただし、必要に応じて、あらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。この場合、一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に施設から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか必要に応じ、現地で確認する検査を行うものとする。
- 3 特別指導検査は、問題を有する可能性があるとして認められた場合、必要に応じて特定

の指導検査事項について、実地において行う。

(指導検査実施方針)

第5条 指導検査を重点的かつ効果的に行うため、児童福祉行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる児童福祉施設指導検査実施方針(以下「実施方針」という。)を、毎年度指導検査を開始する時まで別に定める。

(検査回数及び検査計画等)

第6条 一般指導検査の実施に当たっては、次項に規定する検査計画並びに第3項及び第4項の規定によることとし、特別指導検査は、必要に応じて適宜実施する。

- 2 実施時期等を含む検査計画は、毎年度指導検査を開始する時まで別に策定する。
- 3 施設の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等により、問題が発生するおそれがあると認められる場合は、検査計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。
- 4 一般指導検査の実施回数は、原則として2年に1回実施するものとする。

(調査書等の提出)

第7条 施設の設置者には、第5条に規定する実施方針等を踏まえ指導検査に必要な指導検査項目を掲げた「児童福祉施設調査書」(以下「調査書」という。)を送付し、毎年度指定期限までに、調査書及び関係資料の提出を求める。

(指導検査基準)

第8条 指導検査項目、関係法令及び評価事項等を集約した指導検査基準(以下「検査基準」という。)を別に定め、検査基準における評価区分は、別紙「評価区分」に沿って定める。

(一般指導検査の実施)

第9条 指導検査の実施通知は、原則として施設の設置者に対して、送付する。

- 2 施設の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等で、問題が発生するおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。
- 3 検査体制は、原則として主査級以上の職にある者を長とする職員2人以上で編成する。
- 4 検査員は、検査基準に基づき、調査書等を基に、分担して検査を実施する。この場合、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、原則として主査級の職にあるものが相互の関係を調整する。
- 5 実地検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、施設の役員等に対して、実地検査指導事項票を用いて、検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。この場合、原則として主査級の職にある者が全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講

評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

- 6 指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、運営指導所管課職員又は施設に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

第10条 検査員は、検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で福祉部長へ復命するとともに、検査結果を子ども家庭部長へ報告する。

- 2 検査員は、前項の検討結果に基づき指導検査結果を当該施設の設置者宛、文書で通知する。この場合、検査基準に定める「評価区分」に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。
- 3 指導検査をより効果的なものとするため、第1項に規定する復命及び前項に規定する結果通知は、指導検査終了後速やかに行う。
- 4 指導検査結果の文書指摘事項について、施設の設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 5 東京都指導検査担当課に対しては、必要に応じ、指導検査の結果を通知し、又はこれと協議を行うなど、連携を密にする。
- 6 度重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないときには、特別指導検査の実施対象とする。

(特別指導検査の実施)

第11条 検査通知は、一般指導検査に準じて、事前に文書により行う。ただし、指導検査の目的及び効果を勘案し、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

- 2 検査体制は、原則として副参事以上の職にある者を長とする職員3人以上で編成することとし、副参事以上の職にある者を除く職員のうち1人以上は、原則として主査級以上の職にある者とする。
- 3 検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。
- 4 検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、施設の設置者に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致して行うこともできる。
- 5 検査には、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課職員又は施設に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(特別指導検査後の取扱い)

第12条 検査員は、検査終了後、その概況を福祉部長へ復命するとともに、検査結果を子

ども家庭部長へ報告し、必要に応じ関係部課と協議する。

- 2 検査員は、指導検査結果について、施設の設置者宛、理由を付して文書で通知する。
- 3 指導検査結果の文書指摘事項について、施設の設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書の提出を求め、その改善内容に不備があった場合は再提出を指示する。
- 4 前項の改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、子ども家庭部長へ報告する。
- 5 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、子ども家庭部長へ報告する。

(指導検査結果の活用)

第13条 指導検査結果のうち文書指摘事項及び改善状況については、原則として八王子市のホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

(指導方針の継続、統一の確保)

第14条 指導検査の実施に当たり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、関係部課等と調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(国及び東京都との連携)

第15条 国及び東京都が所轄庁である法人が運営する施設に対する指導検査の実施に当たっては、国及び東京都指導検査所管課と必要な調整を行う。

- 2 施設の指導検査に係る情報(指導検査結果等)については、八王子市と国及び東京都が相互に、必要な情報の交換を行う。

(指導検査情報の公開)

第16条 指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

(国への報告)

第17条 必要に応じ、指導検査結果を国へ報告する。

(要綱の適用除外)

第18条 他の要綱に定めのある指導検査並びに指導及び監査については、この要綱の適用を除外する

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別紙 評価区分

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>